

## 小山広域保健衛生組合指定ごみ袋製造の認定に関する要綱

令和6年3月15日

(趣旨)

第1条 この要綱は、小山広域保健衛生組合管内の住民及び事業者(以下「住民等」という。)が燃やすごみを排出する際に使用する袋(以下「指定ごみ袋」という。)の規格及びその製造の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定ごみ袋等の規格)

第2条 指定ごみ袋及び外袋の規格は、別表1、別表2のとおりとする。

(製造業者の要件)

第3条 指定ごみ袋を製造することができる者は、次に掲げる要件を満たし、小山広域保健衛生組合管理者(以下、「管理者」という。)が認定した者とする。

- (1) 法人にあっては、破産宣告又は破産手続開始の決定の通知を受けていないこと
- (2) 小山広域保健衛生組合暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は役員等(法人である場合は理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。)が同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条例第5条第1項に規定する密接関係者に該当しない者

(指定ごみ袋製造の認定に係る申請)

第4条 管理者は、指定ごみ袋の製造を行おうとする者(以下「申請者」という。)に対し、小山広域保健衛生組合指定ごみ袋製造認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類等を添えて、提出させるものとする。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 申請者が法人である場合には、定款(寄附行為)及び登記事項証明書
- (3) 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに業務経歴並びに国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類
- (4) 指定ごみ袋及びその外袋の仕様書並びに見本品
- (5) 指定ごみ袋の寸法・厚さ及び引張強度・伸び率の検査結果証明書(当該申請者

又は当該申請者に関係する組織以外の第三者機関が検査し発行したものであること。)

(6) 使用するインクの成分証明書(当該書類が日本語以外の言語を用いて作成されている場合は、これを日本語に翻訳すること。)

(7) 指定ごみ袋の販売ルート及び販売を予定する店舗の一覧並びに予定販売価格を記載した書類

(8) 他自治体での指定ごみ袋製造の実績一覧及び認定書の写し

(9) その他管理者が必要と認める書類

(認定書の交付)

第5条 管理者は、前条の規定による申請があった場合は、その内容について審査し、第2条に規定する規格に適合すると認めるときにあっては小山広域保健衛生組合指定ごみ袋製造認定通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(指定ごみ袋の製造等の変更)

第6条 管理者は、前条の規定により認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)が、第4条により申請した事項を変更する場合、又は認定を受けた指定ごみ袋と異なる指定ごみ袋の製造をしようとするときは、小山広域保健衛生組合指定ごみ袋製造等変更認定申請書(様式第4号)を提出させるものとする。

(指定ごみ袋の製造等の廃止)

第7条 管理者は、認定事業者が、指定ごみ袋の製造を廃止しようとするときは、小山広域保健衛生組合指定ごみ袋製造廃止届(様式第5号)に小山広域保健衛生組合指定ごみ袋製造認定通知書を添えて、提出させるものとする。

(認定事業者の責務)

第8条 認定事業者は、第2条に規定する規格を遵守して指定ごみ袋の製造流通を行うものとし、当該指定ごみ袋を起因として生じる一切の問題について誠意をもって対処しなければならないものとする。

2 認定事業者は、指定ごみ袋の製造、品質管理及び流通に十分留意した円滑な販売及び住民の購入の利便を図るため、小山広域保健衛生組合管内(以下「管内」という。)及び、隣接する自治体内の販売店の確保に努めなければならない。

(認定番号の表示)

第9条 認定事業者は、指定ごみ袋及び外袋に認定番号を表示しなければならない。

(管理者の措置等)

第10条 管理者は、指定ごみ袋が第2条に規定する規格に適合しないと認めるときは、認定事業者に対し、当該規格に適合するために必要な改善の指示又は指導を行う。

2 管理者は、認定事業者が偽りその他不正な手段により認定を受けたとき、又は前項の指示若しくは指導に従わないときは、認定を取消することができる。

3 管理者は、前項の規定により認定を取消したときは、当該認定を取消した認定事業者に小山広域保健衛生組合指定ごみ袋製造認定取消通知書(様式第6号)を交付するものとし、当該通知を受けた者は、直ちに小山広域保健衛生組合指定ごみ袋製造認定通知書を管理者に返還しなければならない。

4 管理者は、第2項の規定による認定の取消しにより生じた一切の損害について、その責任を負わない。

(認定事業者の名称の公表)

第11条 管理者は、第5条の規定により指定ごみ袋の製造を認定したとき、又は前条第2項の規定により指定ごみ袋の製造の認定を取消したときは、当該事業者を公表する。

(報告)

第12条 認定事業者は、管理者から指定ごみ袋の品質や流通について報告を求められた時は、これに応じなければならない。

(管内業者の活用)

第13条 認定事業者は、指定ごみ袋の製造に係る資材の調達並びに製造した指定ごみ袋の流通及び販売にあつては、可能な限り管内の事業者を活用するよう努めるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

袋の色	透明又は白色半透明 但し素材にバイオマスプラスチックや再生プラスチック等を使用した場合は、白色以外のナチュラル(素地)色半透明であることを妨げない。
透明度	内容物が識別可能な透明度を有すること
文字色	赤
容量(相当)	15L、30L、45L、70L
形状	平型又はU字型
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポリエチレン(LDPE、HDPE等の指定はしない)</li> <li>・温室効果ガス排出削減を目的にバイオマスプラスチックや再生プラスチック等を使用することができる。</li> </ul>
厚さ	JIS Z 1711:1994 に準じる ※45L と 70L については上記のほか、厚手(0.03mm 以上)の袋も製造する。
品質	JIS Z 1702:1994 及び JIS Z 1711:1994 に準じる
インク	指定ごみ袋、外袋共に印刷に使用するインクにはカドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び塩素化芳香族炭化水素等のハロゲン化合物を含まないこと。また、ベジタブルインキなどの環境配慮したものを使用することができる。
指定ごみ袋の印刷内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別図 1 を片面一色(赤色)で表示内容が読み取れる大きさに印刷すること。</li> <li>・原則として、バーコードと環境配慮素材に関する表示については、別図 1 以外の情報として袋の余白部分に印刷できることとするが、別図 1 の表示を妨げないように配慮すること。</li> </ul>
外袋の材質等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材質はポリエチレン又はポリプロピレンとすること。</li> <li>・外袋には別表 2 に示す事項を表示すること。</li> <li>・視覚障がい者が識別しやすくするために中央下に一箇所直径 5 mm 以上のパンチ穴を開けること。</li> </ul>

認定番号〇〇〇号

〇〇L相当

Burnable garbage 가연쓰레기 可燃垃圾 Lixos Incineráveis  
Basura incinerable Rác cháy được दहनशील फोहोर آتش گیر فضلہ ขยะที่ติดไฟได้

# もやすしかないごみ

- 資源になる紙類やプラ容器などはこの袋に入れられません  
No paper, plastic containers, or recyclables in this bag.



- ごみを減らすことに協力してください  
Please cooperate in reducing the garbage.
- ごみはきめられた日の朝8:00までに、きめられた場所にだしてください  
Dispose of the garbage at the designated site by 8 am on the collection day.



おやまし しもつけし のぎまち  
小山市・下野市・野木町

別図1 指定ごみ袋の印刷内容

別表 2

外袋に記載する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定番号</li> <li>・ 小山市・下野市・野木町指定ごみ袋</li> <li>・ もやすしかないごみ(燃やすごみ・可燃ごみ)※他言語表記を含む</li> <li>・ もやすしかないごみを排出する際には指定ごみ袋をお使いください</li> <li>・ 事業系ごみを家庭ごみ収集所に出すことはできません</li> <li>・ 指定ごみ袋の容量、入数、厚さ</li> <li>・ 指定ごみ袋の形状とイラスト</li> <li>・ 家庭用品品質表示法に基づく表示</li> </ul>
-----------	--



別図 2 指定ごみ袋の外袋レイアウト(例)

- ※ 1 家庭用品品質表示法に基づく表示については、最低限記載が必要なものを例として表示する。必要に応じて、記載事項を追加すること。
- ※ 2 別図 2 中の○印はパンチ穴を示す。

小山広域保健衛生組合指定ごみ袋製造認定申請書

小山広域保健衛生組合管理者 様

【申請者】

所在地

事業者名

小山広域保健衛生組合指定ごみ袋製造の認定に関する要綱第4条第1項の規定により、指定ごみ袋製造の認定を受けたいので、関係書類等を添えて申請します。

記

1 製造するごみ袋の種類

No.	容量	素材	厚さ	形状	備考
1	15L ・ 30L 45L ・ 70L		mm	平型 U字	
2	15L ・ 30L 45L ・ 70L		mm	平型 U字	
3	15L ・ 30L 45L ・ 70L		mm	平型 U字	
4	15L ・ 30L 45L ・ 70L		mm	平型 U字	
5	15L ・ 30L 45L ・ 70L		mm	平型 U字	
6	15L ・ 30L 45L ・ 70L		mm	平型 U字	
7	15L ・ 30L 45L ・ 70L		mm	平型 U字	
8	15L ・ 30L 45L ・ 70L		mm	平型 U字	
9	15L ・ 30L 45L ・ 70L		mm	平型 U字	
10	15L ・ 30L 45L ・ 70L		mm	平型 U字	

2 主たる製造場所(海外から輸入の場合、当該国の言語の表記及びカタカナ表記)

(フリガナ)	
名 称:	
所 在 地:	
電話番号:	

3 申請者情報

本社所在地	(〒 — )		
事業所名			
業 種	1 製造業	2 販売業	3 その他( )
資 本 金	円	従業員数	人

4 指定ごみ袋の製造に当たっての連絡担当者

所属部署名		
役職・氏名		
連 絡 先	所 在 地	
	電 話 番 号	
	メールアドレス	

5 認定事業者として小山広域保健衛生組合のホームページに掲載する情報

所 在 地	(〒 — )
事業所名	
電話番号	

【添付書類】

- (1)誓約書
- (2)申請者が法人である場合は、定款(寄附行為)及び登記事項証明書
- (3)申請者が個人である場合は、住民票の写し並びに業務経歴並びに国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類
- (4)指定ごみ袋及びその外袋の仕様書並びに見本品
- (5)指定ごみ袋の寸法・厚さ及び引張強度・伸び率の検査結果証明書
- (6)使用するインクの成分証明書
- (7)指定ごみ袋の販売ルート及び販売を予定する店舗の一覧並びに予定販売価格
- (8)他自治体の指定ごみ袋製造の実績一覧及び認定書の写し
- (9)その他管理者が必要と認める書類



誓約書

小山広域保健衛生組合管理者 様

【申請者】

所在地

事業者名

小山広域保健衛生組合指定ごみ袋製造の認定に関する要綱により、認定を受けて指定ごみ袋を製造する場合は、下記の事項を遵守することについて誓約します。

記

- 1 小山広域保健衛生組合指定ごみ袋製造の認定に関する要綱を遵守します。
- 2 指定ごみ袋の製造に当たっては、品質管理に努め、また、流通に当たっては、円滑な販売ルート及び販売店の確保に十分留意します。
- 3 指定ごみ袋の購入者からの苦情は、誠意をもって対応します。

年 月 日

小山広域保健衛生組合指定ごみ袋製造認定通知書

住 所  
申請者 名 称  
代表者 様

小山広域保健衛生組合管理者

年 月 日付け申請のありました、小山広域保健衛生組合指定ごみ袋製造の認定について、下記のとおり認定しましたので、小山広域保健衛生組合指定ごみ袋製造の認定に関する要綱第5条の規定により通知します。

記

認 定 番 号	第 号
認 定 年 月 日	年 月 日

小山広域保健衛生組合指定ごみ袋製造等変更認定申請書

小山広域保健衛生組合管理者 様

【申請者】

所在地

事業者名

年 月 日付で認定を受けた小山広域保健衛生組合指定ごみ袋製造の認定内容について変更が生じたため、小山広域保健衛生組合指定ごみ袋製造の認定に関する要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

認定番号	第 号
変更年月日(予定)	年 月 日
変更内容	
変更理由	

※申請に当たっては、次の書類等を添付すること。

- 1 交付を受けた小山広域保健衛生組合指定ごみ袋製造認定通知書の写し
- 2 認定を受けたごみ袋の仕様の変更や新たな形状のごみ袋を製造するときは、該当するごみ袋及びその外袋の仕様、サイズ等の図面並びに見本品、検査結果証明書並びに成分証明書

年 月 日

小山広域保健衛生組合指定ごみ袋製造廃止届

小山広域保健衛生組合管理者 様

【申請者】

所在地

事業者名

年 月 日付で認定を受けた小山広域保健衛生組合指定ごみ袋製造の認定について廃止したいため、小山広域保健衛生組合指定ごみ袋製造の認定に関する要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届出します。

記

認定番号	第 号
廃止年月日	年 月 日
廃止理由	

※届出に当たっては、次の書類等を添付すること。

- 1 交付を受けた小山広域保健衛生組合指定ごみ袋製造認定通知書

年 月 日

小山広域保健衛生組合指定ごみ袋製造認定取消通知書

住所  
申請者 名称  
代表者 様

小山広域保健衛生組合管理者

年 月 日付けの認定については小山広域保健衛生組合指定ごみ袋製造の認定に関する要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり取消ししますので、同条第3項の規定により通知します。

記

認定年月日	年 月 日
認定番号	第 号
取消年月日	年 月 日
取消理由	<input type="checkbox"/> 認定基準に違反した <input type="checkbox"/> 認定基準の改善指示に従わない <input type="checkbox"/> 管理者の指示及び指導に従わない <input type="checkbox"/> 虚偽の申請 <input type="checkbox"/> その他